商品概要ご説明書

(令和2年10月1日現在)

1. 商品名	・後見制度支援預金
2. 対象となる預金	・普通預金 (決済用普通預金を含む)
3. ご利用 いただける方	・家庭裁判所が後見制度支援預金の口座開設についての「指示書」を 交付した成年後見人(未成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人 は対象外)
4. 期間	・定めなし
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所からの交付を受けた「指示書」に基づき預入します。 ・口座開設時300万円以上 開設以降の預入は1円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・家庭裁判所からの交付を受けた「指示書」に基づき払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ※決済用普通預金の場合、お利息は付きません。 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
8. 手数料	・口座開設手数料 11,00円(税込)
9. 付加できる特約事項	・家庭裁判所から交付を受けた、生活資金等を定期的に生活口座へ移動する「指示書」がある場合、定額自動振込サービスをご利用いただけます。※別途、振込手数料の他、所定の手数料がかかります。
10. 解約時の取扱い	・家庭裁判所から交付を受けた、「指示書」に基づき解約します。
11. 税 金	・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315% 地方税 5%) ※令和 19 年 12 月 31 日までの間は、国税に復興特別所得税(0.315%) が追加課税されているため、上記税率になります。
12. 預金保険制度	・本預金は預金保険制度の対象となります。 なお、決済用普通預金の場合は、全額保護されます。
13. その他	 ・入出金等は、口座開設した店舗でのみご利用いただけます。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATMでのお取引はできません。 ・インターネットバンキングはご利用いただけません。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取りにはご利用いただけません。 ・マル優制度はご利用いただけません。
14. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772